

第1回 上越市総合計画審議会 次第

日 時 平成26年4月15日
午前10時00分から
会 場 上越市役所 401会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 会長・副会長の互選

6 諮問

7 議事

(1) 審議会の運営等について

審議会運営に関する確認事項(案)

資料3

上越市総合計画審議会 開催計画(案)

資料4

(2) 上越市の現状と課題について

上越市の現状と今後の課題を踏まえたまちづくりの方向性(案)について

資料5-1、5-2

「市民の声アンケート」の結果について

資料6

(3) 意見交換

8 その他

9 閉会

上越市総合計画審議会委員名簿

（委員区分・五十音順、敬称略）

区 分 (上越市総合計画審議会条例 第 3 条第 2 項各号)	氏 名	所属機関・団体等
第 1 号 上越市教育委員会の委員	濱 祐子	上越市教育委員会 委員
第 2 号 上越市農業委員会の委員	武田 勝利	上越市農業委員会 会長
第 3 号 学識経験を有する者	岩佐 明彦	新潟大学 准教授
	佐藤 芳徳	上越教育大学 学長
	志村 喬	上越教育大学 教授
	田村 圭子	新潟大学 教授
	得丸 定子	上越教育大学 教授
	平澤 則子	新潟県立看護大学 教授
	渡邊 隆	新潟県立看護大学 学長
第 4 号 関係行政機関の職員	蘆屋 秀幸	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 所長
	菅 文男	厚生労働省新潟労働局上越公共職業安定所 所長
	鈴木 興次	新潟県上越地域振興局 局長
	渡邊 好昭	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター北陸研究センター 北陸農業研究監
第 5 号 関係諸団体の役員及び職員	秋山三枝子	上越市社会福祉協議会 理事
	荒井 隆	上越市老人クラブ連合会
	市川 裕光	上越青年会議所 理事長
	市橋 定吉	えちご上越農業協同組合 代表理事理事長
	大嶋 慶子	上越市小中学校 P T A 連絡協議会 会長
	荻谷 賢一	上越市商工会連絡協議会 会長
	田中 昭平	上越市町内会長連絡協議会 会長
	田中 弘邦	上越商工会議所 会頭
	中條美奈子	N P O 法人マミーズ・ネット 理事長
	服部 伸	上越医師会 会長
	吉村 久子	上越市連合婦人会 会長
第 6 号 公募に応じた市民	岩崎 康文	市民
	上野 弘	市民
	上原みゆき	市民
第 7 号 その他市長が必要と認める者	御所窪賢一	上越市ものづくり振興専門員
	松縄 武彦	上越市スポーツ推進審議会 委員長
	松本 美鈴	上越市集落づくり推進員

合計 30 人

平成26年4月15日
第1回総合計画審議会
資料 2

上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日

条例第86号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年条例第 3 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 4 8 年 7 月 1 6 日から施行する。

~ 附則一部省略 ~

附 則 (平成 2 5 年条例第 5 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

審議会運営に関する確認事項（案）

1 会議時間について

- ・原則として、1回の会議について概ね2時間程度とする。

2 会議情報の公開について

(1) 会議及び会議録の公開

- ・会議及び会議録については、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」及び「上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に基づき、原則として公開する。

(2) 委員名簿の公開

- ・委員名簿は、公開するものとする。名簿には、名前、所属、役職を記載し、さらに審議会の役職名（会長、副会長）を記載する。

(3) 会議録の公開方法

- ・会議資料は、原則として会議終了後、市役所木田庁舎（市政情報コーナー）、総合事務所、出張所等へ備え置くとともに、市のホームページで公開する。
- ・議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後、会長及び副会長の確認を経て会議資料と同様の方法により公開する。
- ・なお、発言者の委員名についても公開する。

3 審議の進め方

- ・議事は、委員個人の意見ではなく、合議により審議会としての全体意見を集約しながら進める。運営上の確認事項が生じた場合は、会長は審議会に諮って決定する。
- ・各委員の発言時間を十分確保しながら、効率的・効果的な会議とするため、事務局は事前に資料を提供するとともに、簡潔に説明するよう努める。

4 審議会の日程

- ・審議会の日程は、別紙「資料 4 上越市総合計画審議会 開催計画（案）」のとおり行うものとする。

上越市総合計画審議会 開催計画（案）

時期	審議内容（予定）	
平成 26 年 4 月 15 日	第 1 回審議会	委嘱状交付 市長挨拶 会長・副会長の互選 諮問 議事 ・審議会の運営等について ・上越市の現状と今後の課題を踏まえたまちづくりの方向性（案）について ・市民の声アンケートの結果について
平成 26 年 4 月 22 日 ～ 26 日	まちづくり意見交換会（1 順目） 市内 5 会場	
平成 26 年 5 月中旬	第 2 回審議会	上越市の現状と今後の課題を踏まえたまちづくりの方向性について 基本構想について まちづくり意見交換会（1 順目）の開催結果
平成 26 年 6 月上旬	第 3 回審議会	基本構想について
平成 26 年 6 月下旬	第 4 回審議会	基本構想について 基本計画について
平成 26 年 6 月下旬	まちづくり意見交換会（2 順目）	
平成 26 年 7 月下旬	第 5 回審議会	基本計画について まちづくり意見交換会（2 順目）の開催結果
平成 26 年 8 月下旬	第 6 回審議会	基本計画（案）について
平成 26 年 9 月下旬	第 7 回審議会	次期総合計画（案）について ・基本構想（案） ・基本計画（案）
平成 26 年 10 月上旬	市民フォーラム	
平成 26 年 10 月中旬	パブリックコメント	
平成 26 年 11 月下旬	第 8 回市長答申	次期総合計画（案）について ・パブリックコメントの結果と対応について 答申
平成 26 年 12 月	12 月議会	議案提案・議決